

(空地及び空家の管理)

第 25 条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。(う)

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。(せ)

【解説】

本条は、空地、空家等からの出火防止を図るため、空地については、枯草の除去等を、空家については侵入防止措置等を、それぞれの所有者等に義務付けたものである。

1 第1項

(1) 「空地」とは、法第3条で定める「屋外」のうちの空地をいう。

(2) 「その他火災予防上必要な措置」とは、法第3条による命令を発するに至るまでに関係者に対し、法第3条第1項各号に掲げる措置を課したものであり、上記の空地に該当する場合に当該措置が必要となるものである。

2 第2項

(1) 本項は、空家が出火場所である火災の事例等に鑑み、放火、火遊び等による火災の発生を防止するために定めたものである。

(2) 「その他火災予防上必要な措置」とは、ガス及び電気の確実な遮断、危険物品の除去等空家における火災を防止する上で必要な措置をいう。